

一、相关新法令、新政策

● 关于执行资源综合利用企业所得税优惠目录有关问题的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局

【发布文号】财税〔2008〕47号

【发布日期】2008-09-23

【提示】根据该通知，自2008年01月01日起，以《资源综合利用企业所得税优惠目录》（以下简称“《目录》”）中所列资源为主要原材料，生产《目录》内符合国家或行业相关标准的产品所取得的收入，在计算应纳税所得额时，减按90%计入当年收入总额。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于执行资源综合利用企业所得税优惠目录有关问题的通知

http://szs.mof.gov.cn/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200810/t20081007_80238.html

资源综合利用企业所得税优惠目录

<http://202.108.90.146/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=4072&flag=1>

● 中华人民共和国海关总署商品归类决定（世界海关组织2008年商品归类决定）

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署公告2008年第75号

【发布日期】2008-10-13

【实施日期】2008-10-13

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module1188/info130380.htm>

● 关于请本市企业加强出口收汇风险防范工作的通知

【发布单位】上海市对外经济贸易委员会

【发布日期】2008-10-13

【提示】该通知指出，希望贸易企业增强风险防范的能力，以降低出口收汇风险。其中包括：

1. 加强出口合同管理；
2. 加强对国外客户资信的了解；
3. 尽可能选择信用证、银行保函等以银行信用作保证的、安全稳妥的贸易结算方式；
4. 运用出口信用保险等避险工具。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.smert.gov.cn/gb/2/node45/node458/serobject1ai15880.html>

一、関連する新法令、新政策

● 資源综合利用企業所得税特恵目録を執行することについての通知

【発布機関】財政部、国家税務総局

【発布番号】财税〔2008〕47号

【発布日】2008-09-23

【コメント】本通知によると、2008年1月1日から、「資源综合利用企業所得税特恵目録」（以下「目録」という）の中に明記された資源を主要な原材料とし、「目録」中の国又は産業関係基準に適合する製品を生産して取得した収入は、課税所得額を計算する際、90%に減額し当年の所得総額を計上する。

【関係する法令全文】下記のURLをクリックしてください。資源综合利用企業所得税特恵目録を執行することについての通知

http://szs.mof.gov.cn/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/200810/t20081007_80238.html

資源综合利用企業所得税特恵目録

<http://202.108.90.146/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=4072&flag=1>

● 中華人民共和國稅關總署商品分類の決定（世界稅關機構2008年商品分類の決定）

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署公告2008年第75号

【発布日】2008-10-13

【施行日】2008-10-13

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab3889/module1188/info130380.htm>

● 上海市企業に輸出時の外貨受取りリスク予防処理作業を強化してもらうことについての通知

【発布機関】上海市對外經濟貿易委員會

【発布日】2008-10-13

【コメント】本通知は、貿易企業がリスクヘッジ能力を高めることで、輸出時の外貨受取に関するリスクを引き下げたいと指摘している。その中には次の事項が含まれる。

1. 輸出契約管理の強化。
2. 国外クライアント資金信用についての認識の強化。
3. 信用状、銀行保証状等の銀行の与信により保証された、安全かつ安定した貿易決済方式をなるべく選択。
4. 輸出信用保険等のリスクヘッジツールの運用。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

<http://www.smert.gov.cn/gb/2/node45/node458/serobject1ai15880.html>

● 中华人民共和国海关化验管理办法

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署令第 176 号
【发布日期】2008-10-13
【实施日期】2008-12-01
【提 示】根据该办法，海关对进出口货物的属性、成分、含量、结构、品质、规格等无法确认的，可以组织化验。该办法对海关化验的取样、鉴定、鉴定结论的公布、对鉴定结论的异议及复验等进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/flfq/2008-10/16/content_1122283.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 中国可能上调服装家纺、机电产品和高科技产品的出口退税率

国家发展和改革委员会官员表示，中国政府可能采取提高服装家纺的出口退税率 2 个百分点等措施帮助纺织业渡过难关。而日前有传闻称，中国可能上调机电产品和高科技产品的出口退税率，以刺激出口。此计划包括家电、数字产品等在内的众多产品，退税率的提高幅度约为 4-8 个百分点。但商务部相关部门表示对此消息难以确认。

另外，商务部已决定在拟出炉的加工贸易限制类政策方面，将暂不涉及成衣等劳动密集型产业，并建议中国国家税收政策应保持相对稳定。

（摘自 2008 年 10 月 16 日上海市对外经济贸易委员会网站）

● 中华人民共和国税関化学検査管理弁法

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署令第 176 号
【発布日】2008-10-13
【施行日】2008-12-01
【コメント】本弁法によると、税関が輸出入貨物の属性、成分、含有量、構造、品質、規格等を確認できない場合、化学検査を実施することができる。本弁法は、税関による化学検査のサンプリング、鑑定、鑑定結果の公表、鑑定結果に対する異議及び再検査等について規定を行っている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/flfq/2008-10/16/content_1122283.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

● 中国はアパレル・テキスタイル製品、機電製品とハイテク製品の輸出時の税金還付率を上方修正する可能性がある

国家発展改革委員会の職員が公表したところでは、中国政府はアパレル・テキスタイル製品の輸出時の税金還付率を 2% 上げるといった措置を講じて紡績業界が苦境を切り切る手助けをするとのことである。また、先頃ニュースで伝えられたところでは、中国は機電製品とハイテク製品の輸出時の税金還付率を上方修正することで、輸出を刺激するものと思われる。この計画には、家電、デジタル製品等を含めた数多くの製品が含まれ、輸出時の税金還付率の引き上げ幅は 4-8% となるもようである。ただし、商務部の関係部門はこの情報はまだ定かでないとしている。

また、中国商務部は出来上がりつつある加工貿易制限類の政策面において、ひとまずは縫製等の労働集約型産業は加えないこと決定しており、中国の国家租税政策の安定保持を提案している。

（2008 年 10 月 16 日付で上海市对外经济贸易委员会ウェブサイトより抜粋）

● 上海海关进一步推进浦东新区综合配套改革试点的若干政策措施

2008年10月10日,上海海关发布《上海海关进一步推进浦东新区综合配套改革试点的若干政策措施》,主要包括3个方面、10项措施。具体如下:

<p>促进贸易便利化</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>率先试点进口无纸通关改革。</u>对浦东进出口企业实施分类管理,对高资信企业实施“无纸通关、企业单证暂存”等通关模式。率先在浦东地区开展纳税人管理制度试点。引入多种担保形式,进一步降低企业通关成本。 • <u>深化区域通关改革。</u>拓展“属地申报,口岸验放”模式的覆盖范围,从目前的长江流域和中西部地区,向环渤海、珠三角、东北等全国各地扩展;同时扩大试点企业范围;支持发展各种新型转关业务。 • <u>强化口岸中转功能。</u>
<p>推进浦东现代服务业发展</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>重点支持浦东空港综合保税区建设,加快浦东地区特殊监管区域功能整合和政策叠加。</u> • <u>促进浦东会展业发展,积极主动做好2010年上海世博会海关配套服务工作。</u> • <u>完善上海钻石交易所海关监管,推动浦东要素市场发展。</u>
<p>扶持先进制造业发展,提高自主创新能力</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>开展以集成电路设计企业为龙头的集成电路产业链保税监管模式试点。</u> • <u>创新海关对浦东地区研发中心的管理。</u>加强知识产权海关保护;完善研发设备和样品暂行进出口监管办法。针对研发用商品,实施预归类、合并归类、快速验放等便捷措施,探索制定符合研发中心运作特点的海关监管模式。 • <u>积极扶持国家支柱产业和高端制造业的发展。</u>对技术含量高、附加值高、产业链长的高端制造企业实行“量体裁衣”式的海关监管。完善试行特殊行业保税加工监管模式。 • <u>支持中小企业发展。</u>办理海关业务时,给予中小型企业同等待遇。对符合条件的中小企业给予享受联网监管、无纸通关、便捷通关、网上支付、上门验放等措施。

● 上海税関が浦東新区総合関連改革試行を一層推進するための若干の政策措置

2008年10月10日,上海税関は「上海税関が浦東新区総合関連改革試行を一層推進するための若干の政策措置」を發布したが、主には3つの方面における10の措置が含まれ、具体的には次の通りである。

<p>貿易の利便化の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>輸入時の書類なし通関改革の率先的試行。</u>浦東輸出入企業に対し分類管理を実施し、資金信用の高い企業に対しては、「書類なし通関、企業ドキュメント一時的保管」等の通関モデルを実施する。率先して浦東地区にて納税者管理制度を試行する。各種保証形態を導入し、企業の通関コストを一層引き下げる。 • <u>区域通関改革の推進。</u>「所在地で申告し、検問所で通関許可する」モデルの包括範囲を広げ、現在の長江流域及び中西部地区から、環渤海、珠デルタ、東北等の全国各地に拡げると同時に、試行企業の範囲を拡大し、各種新型の保税輸送業務の発展をサポートする。 • <u>検問所中継機能の強化。</u>
<p>浦東現代サービス業発展の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>浦東空港総合保税区建設の重点的サポート、浦東地区の特殊監督管理区域機能と政策の整備加速。</u> • <u>浦東コンベンション業務の発展の促進、2010年上海万博の税関関連サービス業務を積極的かつ自主的な遂行。</u> • <u>上海ダイヤモンド取引所税関の監督管理の整備、浦東要素市場発展の促進。</u>
<p>先端製造業の発展のサポート、自主イノベーション能力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>集積回路設計企業を主軸とする集積回路産業チェーンの保税監督管理モデルの試行実施。</u> • <u>税関による浦東新区R&Dセンターの管理のイノベーション。</u>知的財産権の税関での保護を強化し、R&D設備とサンプルの暫定輸出入監督管理弁法を整備する。研究開発用商品については、仮分類、合併分類、迅速な通関許可等の迅速措置を講じ、R&Dセンター運営の特徴に適合した税関の監督管理モデルの制定を模索する。 • <u>国家支柱産業とハイエンド製造業の発展の積極的サポート。</u>技術的難易度が高く、付加価値が高く、産業チェーンの長いハイエンド製造業に対し、臨機応変な税関監督管理を実施する。特殊産業保税加工監督管理モデルを整え試行する。 • <u>中小企業発展のサポート。</u>税関業務の手続を行う際、中小企業に同等の待遇を与える。条件に適合する中小企業に対しては、オンライン監督監視、書類なし通関、迅速な通関、オンライン決済、訪問通関許可等の措置を受けられるようにする。

查看《上海海关进一步推进浦东新区综合配套改革试点的若干政策措施》全文及相关介绍,请点击以下网址:

<http://shanghai.customs.gov.cn/Default.aspx?tabid=20381>。

(摘自 2008 年 10 月 10 日上海海关网站)

● 《中华人民共和国海关事务担保条例(征求意见稿)》公开征求意见

日前,国务院法制办公室公布《中华人民共和国海关事务担保条例(征求意见稿)》,并征求社会各界意见(截止日期为 2008 年 10 月 27 日)。该征求意见稿对海关事务担保的适用情形、可用作担保的财产和权利、免除担保、总担保,以及海关事务担保的程序、法律责任等进行了规定。查看该征求意见稿全文,请点击以下网址:

http://yijian.chinalaw.gov.cn/lismsPro/law_download/fulltext/1224035286472.doc。

(摘自 2008 年 10 月 15 日国务院法制办公室网站)

● 关于《缺陷产品召回管理条例(征求意见稿)》若干问题的简析

2008 年 09 月 18 日,国家质检总局公布了《缺陷产品召回管理条例(征求意见稿)》(以下简称“《征求意见稿》”),广泛征求社会各界的意见。

《征求意见稿》分为总则、缺陷调查和确认、召回的实施、生产经营者义务、管理监督、法律责任等共七章六十四条。对于《征求意见稿》,律师简要评析以下四个方面。

现行有效的缺陷产品召回制度

现行有效的缺陷产品召回制度,主要体现在《缺陷汽车产品召回管理规定》、《儿童玩具召回管理规定》、《食品召回管理规定》以及《药品召回管理办法》等法律文件中。但需要指出的是:

1. 上述法律文件,从效力级别上看,均属于部门规章,而在这些部门规章之上,缺乏一部专门规定缺陷产品召回制度的上位法。《征求意见稿》如能顺利通过,将弥补前述不足,并有效完善缺陷产品召回制度。
2. 根据上述法律文件的规定,缺陷产品召回制度目前只适用于汽车、儿童玩具、食品以及药品等部分特定产品。但是,《征求意见稿》如能顺利通过,则会将缺陷产品召回制度的适用范围扩大到除药品、军工产品之外的所有产品。
3. 《征求意见稿》如能顺利通过,将与上述法律文件(《药品召回管理办法》除外)

「上海税関が浦東新区総合関連改革試行を一層推進するための若干の政策措置」の全文及びかかる説明をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

<http://shanghai.customs.gov.cn/Default.aspx?tabid=20381>

(2008 年 10 月 10 日付の上海税関ウェブサイトより抜粋)

● 「中華人民共和国税関事務保証条例(意見募集案)」がパブリックコメントを募集する

先頃、国务院法制办公室は「中華人民共和国税関事務保証条例(意見募集案)」を公布し、社会各界の意見を募集した(募集締切日は 2008 年 10 月 27 日)。本意見募集案は税関事務保証の適用状況、保証に供することのできる財産及び権利、保証の免除、総保証、及び税関事務保証の手順、法的責任等について規定を設けている。本意見募集案の全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

http://yijian.chinalaw.gov.cn/lismsPro/law_download/fulltext/1224035286472.doc

(2008 年 10 月 15 日付の国务院法制办公室ウェブサイトより抜粋)

● 「欠陥製品リコール管理条例(意見募集案)」の若干事項についての簡潔な分析

2008 年 9 月 18 日、国家品質監督検査検疫総局は「欠陥製品リコール管理条例(意見募集案)」(以下「意見募集案」という)を公布し、社会各界の意見を広く募集した。「意見募集案」は、総則、欠陥調査と確認、リコールの実施、生産経営者の義務、管理監督、法的責任等の全 7 章 64 条にて構成される。「意見募集案」について、筆者は以下の 4 つの方面から簡潔に分析する。

現行の有効な欠陥製品リコール制度

現行の有効な欠陥製品のリコール制度は、主に「欠陥自動車製品リコール管理規定」、「児童玩具リコール管理規定」、「食品リコール管理規定」及び「薬品リコール管理弁法」等の法律文書中に体现されているが、以下の点について注意したい。

1. 上述の法律文書は、効力の等級から見た場合、いずれも部門規則に該当するが、これらの部門規則の上には、欠陥製品のリコール制度について個別に規定が行われた上位法が欠けている。「意見募集案」が順調に可決された場合、前述の不足を補い、欠陥製品リコール制度を有効に整備する。
2. 上述の法律文書の規定によると、欠陥製品のリコール制度は現在、自動車、児童玩具、食品及び薬品等の一部の特定の製品にのみ適用される。ただし、「意見募集案」が順調に可決された場合、欠陥製品リコール制度の適用範囲は薬品、軍需産業製品を除くすべての製品にまで

构成“一般法”与“特别法”的关系。在“特别法”不违反“一般法”的前提下，原则上优先适用“特别法”。

缺陷产品的定义

《征求意见稿》第3条将缺陷产品定义为，“因设计、生产、指示等原因在某一批次、型号或者类别中存在具有同一性的、危及或者造成人体健康和生命安全的不合理危险的产品。”同时，《征求意见稿》又在附则中规定“由于设计、生产或者指示等原因使某一批次、型号或者类别的产品存在可能造成财产损害的缺陷的，生产者应当参照本条例实施召回行动”。

对于《征求意见稿》分别通过“定义”和“附则”两处，对缺陷产品进行定义的立法方式，律师持不同意见。律师理解，应当将缺陷产品明确定义为危及或者造成“人身安全”和“财产损害”的不合理危险的产品，主要理由如下：

1. 《征求意见稿》的上位法，即《产品质量法》（全国人大常委会；2000年07月08日修正）第26条，明确将“不存在危及人身、财产安全的不合理的危险”作为产品质量的必备条件之一。前述规定中，“人身安全”与“财产安全”并行。
2. 律师注意到，《缺陷汽车产品召回管理规定》（国家质检总局、国家发改委、商务部、海关总署；自2004年10月01日起施行）第5条将“缺陷”明确定义为“由于设计、制造等方面的原因而在某一批次、型号或类别的汽车产品中普遍存在的具有同一性的危及人身、财产安全的不合理危险，或者不符合有关汽车安全的国家标准的情形”。前述规定中，“人身安全”与“财产安全”并行。
3. 目前的立法方式下，对于“...造成财产损害的缺陷...参照...实施...”，将给实践操作带来不确定因素，进而影响缺陷产品召回制度在实践中的贯彻力度和效果。

缺陷调查制度

《征求意见稿》第8条、第9条和第10条规定了实施缺陷调查的主体以及启动缺陷调查程序的动因等。具体如下：

调查主体	启动缺陷调查程序的动因
生产者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 收到有关产品人身伤害的消费者投诉； ➢ 获知产品人身伤害事故； ➢ 接到质检部门进行缺陷调查的通知；

扩大されることになる。

3. 「意見募集案」が順調に可決された場合、上述の法律文書（「薬品リコール管理弁法」を除く）は「一般法」と「特別法」の関係を構築する。「特別法」が「一般法」に違反しないという前提では、原則として「特別法」が優先して適用される。

欠陥製品の定義

「意見募集案」第3条は、欠陥製品を「設計、生産、指示等の理由で、ある1つのロット、品番、又は分類の中で同一性の、人体の健康と生命の安全を脅かし、又は不合理な危険をもたらす製品。」と定義しており、また「意見募集案」は付属の中で「設計、生産、又は指示等の理由により、ある1つのロット、品番、又は分類の製品に、財産の損害をもたらすおそれのある欠陥が存在する場合、生産者は本条例に照らしてリコールを実施しなければならない」と定めている。

「意見募集案」は「定義」と「附則」の2箇所で、欠陥製品につき定義付けしているという立法方法について、筆者は異なる見方をする。筆者の理解では、欠陥製品は「人体の安全」と「財産の損害」を脅かし、又はそれらに不合理な危険をもたらす製品であると明確に定義付けすべきである。その理由は以下の通りである。

1. 「意見募集案」の上位法、即ち「製造物責任法」（全国人民代表大会常務委員会、2000年7月8日改正）第26条では、明らかに「人体、財産の安全を脅かす不合理な危険が存在しないこと」を製品品質の必須条件の1つとしている。前述の規定では、「人体の安全」と「財産の安全」は並列されている。
2. 筆者が気付いたこととして、「欠陥自動車製品リコール管理規定」（国家品質監督検査検疫総局、国家発展改革委員会、商務部、税関総署、2004年10月1日から施行）第5条は「設計、製造等の方面での理由から、ある1つのロット、品番、又は分類の自動車製品において遍く存在する、同一性の、人体、財産の安全を脅かす不合理な危険、又は自動車の安全についての国家基準に適合しないという状況が存在すること」と定義を明確に定めている。前項の規定において、「人体の安全」と「財産の安全」は並列されている。
3. 現在の立法方法においては、「...財産の損害をもたらす欠陥は...を参照し...実施する...」ことについて、実践での取扱において、不確定な要素をもたらすものであり、欠陥製品のリコール制度を実際に貫徹する遂行力と効果に支障を与えらるることになると思われる。

欠陥調査の制度

「意見募集案」第8条、第9条、及び第10条では、欠陥調査を実施する主体及び調査手続を開始する動因等を規定しており、具体的には次の通りである。

調査主体	欠陥調査手続を開始する動因
生産者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ かかる製品に関する人体傷害の消費者クレームを受けたとき。 ➢ 製品の人体傷害事故を知ったとき。

	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 生产者认为产品可能存在与人身安全有关的缺陷; ➢ 生产者通过其他途径获知可能存在缺陷。
地方质检部门	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 生产者不履行缺陷调查义务; ➢ 生产者进行缺陷调查后认为其生产的产品不存在与人身安全有关的缺陷; ➢ 接到国务院质检部门的通知; ➢ 其他有必要由地方质检部门启动缺陷调查的情况。
国家质检部门	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 产品引发重大伤害事故、影响较大; ➢ 国家产品质量监督检查中不符合保障人体健康和生命安全的标准; ➢ 产品伤害监测系统报告的产品可能存在与人身安全有关的缺陷信息; ➢ 其他有必要由国务院质检部门启动缺陷调查的情况。

	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 品質検査部門が欠陥調査を行う通知を受け取ったとき。 ➢ 生産者が製品に人体の安全にかかわる欠陥が存在するおそれがあると判断したとき。 ➢ 生産者がその他のルートで欠陥が存在するおそれを知ったとき。
地方品質検査部門	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 生産者が欠陥調査義務を履行しないとき。 ➢ 生産者が欠陥調査を行った後、自己の生産する製品に人体の安全にかかわる欠陥が存在しないこと判断したとき。 ➢ 國務院品質検査部門の通知を受け取ったとき。 ➢ 地方の品質検査部門が欠陥調査を開始する必要のあるその他の状況。
国家品質検査部門	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 製品が重大な傷害事故を招き、その影響が大きいとき。 ➢ 国家製品品質監督検査において人体の健康と生命の安全基準に適合しないもの。 ➢ 製品傷害監督測定システム報告における製品に人体の安全にかかわる欠陥が存在するおそれがあるという情報。 ➢ 國務院品質検査部門が欠陥調査を開始する必要のあるその他の状況。

可见,如果生产者不主动启动,普通消费者对于启动缺陷调查程序的作用有限。但在实践中,生产者一般不会主动启动缺陷调查程序,而质检部门可能未能及时和有效地履行监管义务,从而可能导致事态进一步扩大。例如,近期发生的含三聚氰胺的问题奶粉事件,在部分消费者投诉后,奶粉生产者和质检部门并没有及时履行调查义务,从而使问题奶粉的生产者得以继续生产。

因此,律师理解,尽管与现行法律文件相比,《征求意见稿》设置了更为具体的缺陷调查程序,但在保护消费者权益方面,《征求意见稿》仍有进一步改进和完善的必要。例如,可以增加消费者直接向地方质检部门申请启动缺陷调查程序的制度,在质检部门受理后,由质检部门自行决定是通知生产者启动缺陷调查程序,还是由质检部门自行启动该程序;如果质检部门不作为或者处理违法,那么,消费者还可以通过行政复议或者行政诉讼等手段维护自身的合法权益;等等。

缺陷产品的召回时限

根据《征求意见稿》,缺陷产品召回的途径分为主动召回(生产者主动进行)和责令召回(质检部门责令进行)两种。召回的方式包括警示、补充或者修正消费说明、撤回、退货、换货、修理、销毁等。

值得关注的是:

1. 对于责令召回:与现行法律文件规定相

生産者が自主的に開始しない場合、一般消費者の欠陥調査手続を開始する役割には限界があることがわかる。ただし、実践においては、生産者は通常、欠陥調査手続を自主的に開始することではなく、品質検査部門も監督管理義務を効果的に遅滞なく履行できなかつたことにより、事態が一層拡大してしまうおそれがある。たとえば、先頃発生したメラミン入りの粉ミルク事件は、一部の消費者から苦情があつた後も、粉ミルク生産者と品質検査部門は調査義務を遅滞なく履行しなかつたために、問題のある粉ミルクの生産者は引き続き生産することができた。

したがって、現行の法律文書と比べ、「意見募集案」では一層具体的な欠陥調査手続が定められているが、消費者の權益を保護することに関していえば、「意見募集案」には更なる改善と整備が必要であると筆者は認識している。たとえば、消費者が地方の品質検査部門に直接に欠陥調査手続の開始を申請する制度、品質検査部門が受理した後で、品質検査部門が欠陥調査手続の開始を生産者に通知することを自ら決定するのか、それとも品質検査部門が自ら手続を開始するのか、もしも品質検査部門による不作為があつたり又は処理が違法であつた場合、消費者はさらに行政再議又は行政訴訟等の手段にて自身の適法な權益を守ることができる、などといったことが追加されてもよい。

欠陥製品のリコール期限

「意見募集案」によると、欠陥製品のリコール手段は、自主的なリコール(生産者が自主的に行うもの)とリコール命令(品質検査部門がその実施を命じるもの)の2通りある。リコールの方法には、警告の表示、使用説明の補充又は訂正、撤回、返品、交換、修理、処分等が含まれる。

注意すべき点は次の通りである。

似，《征求意见稿》明确规定了启动时限，即，生产者应当在接到国务院质检部门责令召回通知后的 9 个工作日内，实施召回；

2. 对于主动召回：

- 现行法律文件中较多规定了与主动召回程序有关的时限要求。例如，《食品召回管理规定》中规定了“向社会公布的时限”（自确认食品属于应当召回的不安全食品之日起，一级召回应当在 1 日内，二级召回应当在 2 日内，三级召回应当在 3 日内，通知有关销售者停止销售，通知消费者停止消费）和“提交召回计划的时限”（自确认食品属于应当召回的不安全食品之日起，一级召回应在 3 日内，二级召回应在 5 日内，三级召回应在 7 日内，食品生产者通过所在地的市级质检部门向省级质检部门提交食品召回计划）。
- 但是，《征求意见稿》并没有就与主动召回程序的有关时限要求（例如，前述“向社会公布的时限”和“提交召回计划的时限”等）进行明确规定。也就是说，除现行法律文件中专门规定的特定产品（例如，食品、汽车等）具有主动召回程序的时限要求外，对于其他产品的主动召回程序，并没有时限方面的要求。
- 律师理解，对主动召回程序的有关时限要求不进行明确规定，无法有效和严格地敦促生产者及时实施主动召回，不利于保障消费者的人身、财产方面的安全。

完善的缺陷产品召回制度对于保障消费者权益、提高企业产品质量等方面均具有积极和重要的作用，因此，《征求意见稿》的制订广受关注。国家质检总局已于 2008 年 09 月 24 日就《征求意见稿》召开了立法听证会，对于后续立法进程，律师将继续关注。

备注：

查看《缺陷产品召回管理条例（征求意见稿）》全文，请点击以下网址：

http://www.gov.cn/gzdt/2008-09/18/content_1099262.htm

（里兆律师事务所 2008 年 10 月 17 日整理编写）

1. リコール命令について。現行の法律文書の規定と類似し、「意見募集案」は開始期限について、生産者は国务院品質検査部門のリコール命令の通知を受け取ってから 9 業務日内に、リコールを実施しなければならないと、開始期限を明確に定めている。

2. 自主的なリコールについて。

- 現行の法律文書の中では、自主的なリコールに関する期限の要求はやや多く定められている。たとえば、「食品リコール管理規定」の中では、「社会に公表する期限」（食品がリコールすべき安全性に欠ける食品であることを確認した日から、1 級リコールは 1 日以内に、2 級リコールは 2 日以内に、3 級リコールは 3 日以内に、かかる販売者に販売の中止を通知し、消費者には消費の中止を通知しなければならない）及び「リコール計画を提出する期限」（食品がリコールすべき安全性に欠ける食品であることを確認した日から、1 級リコールは 3 日以内に、2 級リコールは 5 日以内に、3 級リコールは 7 日以内に、食品生産者は所在地の市級品質検査部門を通して省級品質検査部門に食品リコール計画を提出しなければならない）が定められている。
- ただし、「意見募集案」では自主的なリコールの手續にかかる期限上の要求（たとえば、前述の「社会に公表する期限」及び「リコール計画を提出する期限」等）については、明確に規定していない。つまり、現行の法律文書の中で個別に規定された特定の製品（たとえば、食品、自動車等）が自主的なリコールの手續上期限の要求があることを除き、その他の製品の自主的なリコールの手續については、期限上の要求があるわけではない。
- 自主的なリコールの手續の期限上の要求が明確に定められていないことについては、生産者に対し、自主的なリコールを遅滞なく実施するよう効果的かつ厳格に促すことができず、消費者の身体、財産上の安全を守るには不利であると筆者は考える。

整備された欠陥製品リコール制度は、消費者の權益を保護し、企業の製品品質を向上させるといった点から見ても、積極的且つ重要な役割を果たすことができることから、「意見募集案」の制定は広く関心を集めている。国家品質監督検査検疫総局は 2008 年 9 月 24 日に「意見募集案」について立法公聴会を開催しており、今後の立法の進捗について筆者は引き続き関心を払いたい。

備考：

「欠陥製品リコール管理条例（意見募集案）」の全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/gzdt/2008-09/18/content_1099262.htm

（里兆法律事務所が 2008 年 10 月 17 日付で作成）